

介護老人保健施設きなん苑災害対策要綱

(平成28年4月1日要綱第2号)

(目的)

第1条 この規程は、介護老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）における災害対策、災害復旧及び早期事業再開について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱にいう災害とは、地震、津波、風水害等の天災及び火災をいう。

(災害対策本部の設置)

第3条 きなん苑は、次に掲げる災害に対し、介護老人保健施設きなん苑災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

(1) 地震・津波

- ア 地震注意情報又は警戒宣言が発令された場合
- イ 津波警報又は大津波警報が発令された場合
- ウ 和歌山県新宮市における地震震度が5強以上と発表された場合

(2) 風水害等

- ア 風水害等警報が発令され、本部長が必要と認めた場合
- イ 土砂災害警報が発令された場合

(3) 火災

- ア 施設内部より火災が発生した場合
- イ 施設付近の民家より火災が発生し、本部長が必要とみとめた場合

(組織)

第4条 災害対策本部はきなん苑の職員をもって構成する。

(1) 施設長 1名（本部長）

(2) 副施設長 1名（指揮官及び防火管理者）

(3) 看護師長 1名（委員）

- 2 きなん苑災害対策本部に、本部長を置く。
- 3 防火管理者は副施設長が行うと同時に、指揮官を行うものとする。
- 4 本部長が医師又は不在の場合は指揮官がこれに当るものとする。
- 5 災害対策本部の下に現場組織分掌を置き、別紙の通りとする。

(本部長の責務)

第5条 災害対策本部長は施設内の災害及び災害防止に関して全般的責務を負うものとする。

- 2 本部長が医師の場合は、救護班の班長として現場業務にも当たるものとする。

(指揮官の責務)

第6条 指揮官は災害発生等及び災害防止に関して、実務的な指示を看護師長に出し、利用者及び職員等（以下、「利用者等」という。）の安全確保に努めるものとする。

(看護師長の責務)

第7条 看護師長は、災害対策本部の委員であると同時に、現場責任者として各部署を統制しながら災害対策本部との連絡調整を行うものとする。

(防火管理者の責務)

第8条 防火管理者は、年2回以上の災害等を想定した防災訓練を行うとともに、うち1回は夜間を想定したものでなければならない。

2 防火管理者は、防災用機械器具を毎月1回以上の点検整備を行うものとする。

(所掌事務)

第9条 災害対策本部は、次に掲げる事項を処理する

- (1) 災害発生時の利用者等の避難、救護に関すること
- (2) 災害発生時等の利用者等の安否情報確認に関すること
- (3) 災害発生後の職員確保に関すること
- (4) 災害発生後の事業の休止、再開に関すること
- (5) 関連機関への情報発信及び応援要請等に関すること
- (6) その他災害発生時及び復旧活動等に必要と認める事項

(服務)

第10条 災害発生等の危険がある時は、本部長は職員に応急動員をかけることができる。

2 応急動員は次の区分による。

全職員配備 火災、土砂災害、風水害及び和歌山県新宮市で震度5強以上が観測

3 職員の動員については、必要に応じ本部長が定める。

(災害対策活動ときなん苑事業活動の調整)

第11条 災害対策活動ときなん苑事業活動の調整は本部長において決定し、災害の程度及び緩急度に応じ施設業務の一部、または、全部を災害対策活動に移行することができる。

(夜間、祝祭日等の指揮)

第12条 夜間、祝祭日、12月29日から1月3日（以下、「夜間等」という。）及び災害対策本部職員が不在時に災害発生した場合、災害発生時の緊急対応は勤務している正規職員に権限を委譲することとする。

2 委任を受けた正規職員は、利用者等の命を守ることを第一に考え、行動す

ることとする。

- 3 委任を受けた正規職員の個人の過失がない場合、災害で対応した行動の責任は本部長がとることとする。

(現場組織図)

第13条 災害発生した時は次の現場組織を置くものとする

- (1) 災害発生時・災害発生直後
人命救護班 全職員
- (2) 災害発生後
救護班 看護師
食事班 委託業者
介護班 介護、リハビリ
情報管理班 相談室
物品、設備管理班 事務、リネン
- 2 各班には、以下の班長を置くものとする。
 - (1) 人命救護班長 施設長
 - (2) 救護班長 医師、看護主任
 - (3) 食事班長 管理栄養士
 - (4) 介護班長 介護主任、リハビリ主任
 - (5) 情報管理班長 相談室主任
 - (6) 物品、設備管理班長 事務係長
- 3 班長が不在の場合は、災害対策本部の指示のもと各班で協力して任務にあたるものとする。

(各班の役割)

第14条 現場組織における各班の役割は以下のとおりとする。

- (1) 人命救護班は、利用者等の人命を守るために避難誘導を行うものとする。
- (2) 救護班は、利用者等が負傷をした場合に診療、処置及び救急搬送等を行うものとする。
- (3) 食事班は、災害備蓄品等により利用者等への食事を提供するものとする。
- (4) 介護班は、利用者の介護全般を行うものとする。
- (5) 情報管理班は、災害状況及び外部との連絡調整を行うものとする。
- (6) 物品、設備班は、きなん苑の設備管理及び物品確保等を行うものとする。

(災害備蓄品)

第15条 きなん苑は以下のものを災害用として備蓄するものとする。

- (1) 非常食
- (2) オムツ
- (3) テント
- (4) 自家発電機
- (5) 灯光器

(6) 担架

- 2 備蓄品は、原則 3 階談話室へ保管するものとする。

(利用者等の避難場所)

第 16 条 災害発生時等における利用者等の避難場所は甲号避難、乙号避難、丙号避難の 3 種類とする。

甲号避難 きなん苑駐車場(施設内部により火災が発生した場合)

乙号避難 御浜町立阿田和中学校(施設付近の民家等により出火の場合)

丙号避難 きなん苑 2 階以上の安全な場所(地震、津波及び風水害が発生した場合)

- 2 災害等の規模により、各避難場所が危険と思われる場合は、本部長の指示により変更できるものとする。

(利用者等の安全確認)

第 17 条 避難場所においては、直ちに利用者等の人数及び体調確認を行い、安全確保しなければならない。

(利用者の搬送)

第 18 条 災害発生等により、利用者に体調不良者が発生した場合は、病院等へ搬送するものとする。

- 2 きなん苑で安全確保が困難な場合、本部長は関係機関へ利用者の搬送等を要請することとする。
- 3 関連機関等から、利用者の避難場所の指示が出た場合は、その指示に従い利用者を指定の場所へ搬送するものとする。

(復旧活動)

第 19 条 災害発生後、利用者の安全確保に努めながら復旧活動に努めるものとする。

- 2 復旧活動後、安全確認が出来た段階で早急に通常業務へ移行するために努めるものとする。但し、通常業務が早急に移行出来ないと本部長が判断した場合は、利用者を他の施設等を斡旋しなければならない。

(防災会議の設置)

第 20 条 きなん苑は、利用者等の防災意識構築のために防災会議を設置することとする。

(防災会議の所掌事務)

第 21 条 防災会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 防災訓練に関すること
- (2) 防災予防に関すること
- (3) 自衛消防に関すること
- (4) その他、利用者等の防災意識構築に関すること

(防災会議の組織)

第22条 防災会議はきなん苑の職員をもって構成する。

- (1) 防火管理者 1名
 - (2) 管理係職員 1名
 - (3) 看護師、介護職員 各1名
 - (4) リハビリ職員 1名
 - (5) 相談室職員 1名
 - (6) 管理栄養士 1名
- 2 防災会議の委員長を防火管理者とし、事務局を管理係職員とする。

(防災会議等)

第23条 防災会議は毎月定期的を開催し、委員長が招集するものとする。

(火元責任者の設置)

第24条 防火管理者は、各部署にそれぞれ火元責任者を定め、見易い場所に氏名を表示せねばならない。

- 2 火元責任者は、担当区域の責任者で常に火気取締りを励行しなければならない。

(夜勤者の巡回)

第25条 夜勤者は、施設を巡回点検し火気取締りを励行しなければならない。

(設備点検の責務)

第26条 管理係職員は、きなん苑の建物、消防設備及び非常食等（以下、「消防設備等」という。）について常に使用できる状態であることを点検する責務を負う。

- 2 管理係職員は、きなん苑職員に対し消防設備等を適切に使用できるように指導しなければならない。
- 3 きなん苑職員は常に、消防設備等を使用できるようにしなければならない。

(関係機関連携)

第27条 防火管理者は、災害発生時を想定し、平時から協力体制構築に心掛け関係機関との連携を行うこととする。

(自衛消防)

第28条 災害対策本部にきなん苑自衛消防隊を設置し、自主消防を行い火災の初期消火に努めるものとする。

- 2 きなん苑自衛消防隊の編成は本部長が定める。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、災害対策に関して必要な事項は、災

害対策本部が定める。

附 則（平成28年4月1日要綱第2号）
この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別 表

介護老人保健施設きなん苑

災害対策本部組織並びに現場組織分掌

○災害対策本部

本部長	施設長
指揮官	副施設長(防火管理者)
委員	看護師長

○現場組織図

(1) 災害発生時・発生直後
人命救護班長 (施設長)

(2) 災害発生後 (人命救護後)
現場責任者 (看護師長)

- 救護班長 (医師、看護主任) — 救護班 (看護師)
- 食事班長 (管理栄養士) — 食事班 (委託会社)
- 介護班長 (介護主任、リハビリ主任) — 介護班 (介護、リハビリ)
- 情報管理班長 (相談室主任) — 情報管理班 (相談室)
- 物品、設備管理班長 (事務課長補佐) — 物品、設備管理班 (事務、リネン)